

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その3）

●2月1日、豪州政府は、中国本土にいた外国人（豪州永住者等を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとする発表を行いました。禁止措置に拘わらず豪州に到着し、且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は、義務的な検疫措置の対象となりますので、ご注意ください。

●豪州人、豪州永住者及びその近い家族（配偶者、法的後見人及び扶養家族のみ）は、引き続き中国本土からの入国が認められますが、中国を離れてから14日間は、自宅待機隔離することを求められています。

●豪州内における新型コロナウイルス患者は現在12名（SA州2名、QLD州2名、VIC州4名、NSW州4名（2月1日22時））であり、2月1日、豪州政府は中国全土に対する渡航情報を「渡航禁止」に引き上げました。

●外出後は、手洗、うがいの励行と共に熱、咳等感染が疑われる場合、医療機関に問合せの上、受診願います。

●豪州に滞在中又は渡航を予定されている方は、感染するリスクがあることを認識し、関係機関の情報を入手して下さい。

豪州政府の発表はこちら <https://cutt.ly/9rU1Bik>

<参考情報>

○豪連邦保健省 HP

<https://www.health.gov.au/news/coronavirus-update-at-a-glance>

○WA保健省 HP

https://ww2.health.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus

○外務省HP（感染症危険情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T012.html#ad-image-0

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(連絡先)

在パース日本国総領事館

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ：<http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>